

平取町外 2 町衛生施設組合からのお知らせ （平成 3 1 年 2 月）

「ごみの直接搬入についてのお願い！」

当組合における「ごみの直接搬入」について、平成 2 2 年 7 月の分別収集開始以降、搬入車両が増加の一途をたどり、施設全体の通常の「ごみ処理業務」に大きな支障をきたすとともに、持ち込み車両による接触事故も発生している状況です。

家庭ごみについては、収集ごみとして出していただくことが基本となります。引っ越しなどで大量に発生する場合を除き、家庭ごみは「収集ごみ」に排出するようお願いいたします。

また、事業系廃棄物につきましては、廃棄物処理法の中で「自らの責任において適正に処理すること」とされております。工場や事業所など事業活動に伴って生じた廃棄物のうち廃棄物処理法で定める 2 0 種類（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず・・・等）と輸入された廃棄物は「産業廃棄物」となります。当組合の処理施設に直接持ち込むことは出来ませんので、産業廃棄物として適正に処理されますようお願いいたします。

ごみ処理には多大な処理費を要しますので、処理経費の削減のため住民皆様一人一人が、「ごみ分別大事典」に記載のとおり分別し排出されますよう、ご協力とご理解をお願いします。

お問い合わせは平取町外 2 町衛生施設組合（01457-2-2024）まで